

和光市総合体育館指定管理者選定委員会 会議録

会 議 名	和光市総合体育館指定管理者選定委員会
開催日時	令和3年10月8日（金）午前9時30分～午前11時10分
開催場所	5階 503会議室
出 席 者	別紙出席者一覧のとおり
議 事	1 令和4年度和光市総合体育館指定管理者随意選定について 2 令和4年度和光市総合体育館実施予定の工事について 3 現指定管理者からの令和4年度指定管理について提案 4 採点・審議（非公開） 5 結果公表 6 今後のスケジュールについて
傍聴者数	計2名

1 開会

2 説明事項

(1) 議事録音の報告（事務局）

会議録作成のため、議事を録音させていただきます。

(2) 議事進行の依頼（事務局）

当委員会の設置要綱 第2条の規定に基づき、「議事の進行は、委員長が行うもの」としていることから、委員長、よろしくお願いいたします。

(3) 委員会の成立（委員長）

本日の委員会は、和光市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第8条第2項により、過半数の委員の出席がありますので、本委員会は成立しております。

(4) 会議の公開（委員長）

和光市 市民参加条例第12条第4項に基づき、審議会等の会議は、原則公開することとなっております。新型コロナウイルス感染防止対策として傍聴者を20名までとしております。傍聴者の入場を許可してよろしいでしょうか。

＜委員の承諾＞

(5) 傍聴者対応（事務局）

傍聴者への資料の配布と注意事項の説明。資料は配布しているもののみ持ち帰り可。名札についてはヒアリング後、回収。途中入場原則不可であるが、地震の影響による交通事情を考慮する。

3 議 事

- 1 令和4年度和光市総合体育館指定管理者随意選定について
- 2 令和4年度和光市総合体育館実施予定の工事について

【事務局から説明】

○選定基準について

- 1 指定管理者としての適正・・・30点（最低基準点9点）
- 2 管理運営計画の有効性・・・30点（最低基準点9点）
- 3 管理運営計画の効率性・・・10点（最低基準点3点）
- 4 適正性・・・10点（最低基準点3点）
- 5 改修工事の施工時に関する事項・・・20点（最低基準点6点）

選定基準については、事前に委員からいただいた意見を調整し、定めた。

委員5名の平均点数が80点を上回り、かつ、各項目における評価点が最低基準点を満たす必要がある。前期の総合体育館の指定管理者を選定した際の基準点70点に10点を加算した厳しい評価とする。

○令和4年度実施予定の工事について

- ・メインアリーナの観客席及びランニングコース、サブアリーナの特定天井改修工事
メインアリーナ及びサブアリーナの照明LED化工事
- ・工事期間中もメインアリーナとサブアリーナ以外の軽スポーツ室、柔剣道場、トレーニング室等の他の室場は運営する。

○特定天井改修工事について

特定天井とは・・・「日常的に人が利用する場所の高さ6メートル超、面積は200平方メートル超、質量2kg/m²超の吊り天井のこと」

2011年の東日本大震災において、吊り天井等の落下など、天井に関連した被害が多発したことから、天井の脱落・落下対策を強化することを目的として、平成25年国土交通省告示第771号による法整備がなされた。

和光市でも、市役所行政棟・議会棟の天井を改修済み。

総合体育館は避難所となっているため、天井が脱落してしまうと、避難所としての機能を失い、かつ2次災害にも繋がりにくいいため、改修工事を行うもの。

○LED化工事について

《現 状》

- ・平均照度が300Lux以下。
- ・一般競技の大会の推奨値の500Lux、プロスポーツ等の公式競技の推奨値750Luxを大きく下回っており、照度が足りないとの理由で使用できないケースが出てきている。また、薄暗い中でのスポーツ活動は、転倒、接触事故にもつながり兼ねない。

《改修後》

- ・LED化工事後は最大で照度が1,000Luxとなる予定。
- ・今まで施設が暗いからと利用を取りやめていた大会や団体も利用できるようになる。
- ・当該室場の年間の電気代を約70%削減可能。

○随意選定とする理由・随意選定先について

- ・2種類の工事を同時に行い、かつ他の室場の利用を執務平行する場合、指定管理者には、施設利用者と工事施行業者との動線の確保等、施設管理において高い安全性が求められる。
- ・総合体育館は、本年が指定期間の5年目となっており、本来であれば、次期5年間の指定管理者の指定に向けて公募での選定を行うところだが、指定管理者が変更となった場合、総合体育館の運営しながらの安全性の確保が難しい。
- ・5年間指定管理者として現在の施設の状況を熟知しており、かつ他県公共施設で工事と運営の執務平行の実績がある現指定管理者に管理を委託する事が最適である。
- ・和光市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の2第6号「公の施設の管理上緊急その他やむを得ない事情があるとき。」に該当する。
- ・現指定管理者は、今までの管理実績が良好で、市モニタリングでも良好な評価を得ている。随意選定による候補者については、現指定管理者が、和光市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の2第5号「現に指定管理者として公の施設の管理を行っている団体を当該公の施設の指定管理者の候補者として選定するとき。ただし、その管理の状況が極めて良好であることが客観的かつ定量的に認められる場合に限る。」に該当するかについての審査をしたうえで決定する。

議事3 現指定管理者からの令和4年度指定管理について

【現指定管理者からプレゼンテーション】

委員による質疑応答

4 採点・審議（非公開）

5 結果公表

【寄口委員長】

（1）選定結果

随意選定による候補者 セイカスポーツセンター・クリーン工房共同事業体

（2）選定理由

選定委員会において、提出書類、公開ヒアリングのプレゼンテーションの内容、質疑応答を受けて、選定基準に基づき評価を行った結果、委員5名の平均点85.4点でセイカスポーツセンター・クリーン工房共同事業体が、基準点を超えたので、令和4年4

月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの和光市総合体育館指定管理者の「随意選定による候補者」とします。

(3) 講評

現指定管理期間にかかる管理運営体制が、良好であると確認でき、令和 4 年度に行われる改修工事においても工事内容を理解して、入場者の安全な利用に資する体制が構築され、かつその期間における施設の有効活用がなされることが十分に期待できることについて高く評価がされたものです。

6 今後のスケジュールについて

【事務局から説明】

- 教育委員会が指定管理者の候補者を選定
- 教員委員会が和光市議会 1 2 月定例会へ上程する議案の原案
(指定管理者の指定について) を決定
- 和光市議会 1 2 月定例会へ上程
- 議会の議決後、教育委員会が指定管理者として指定

別 紙

出席者一覧

1 和光市総合体育館指定管理者選定委員会

- (1) 委員長 教 育 部 長 寄口 昌宏
- (2) 委 員 企 画 部 長 中 蔭 裕 猛
- (3) 委 員 総 務 部 長 鈴 木 均
- (4) 委 員 跡見学園女子大学講師 水谷 幸恵
- (5) 委 員 税 理 士 横室 静男

2 事務局

- (1) スポーツ青少年課課長 高橋 契将
- (2) スポーツ青少年課課長補佐 森谷 聡子
- (3) スポーツ青少年課統括主査 小林 康夫
- (4) スポーツ青少年課主任 松本 輝
- (5) スポーツ青少年課主任 熊木 智彦